



# 自動車保険の 「賠償に関する補償」

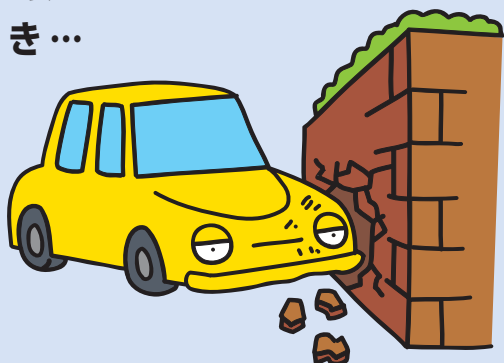
東京海上日動は、「3つの基本補償」と「3つの基本特約」で安心をお届けします。このチラシでご説明するのは、**賠償に関する補償**です。



## 相手方がいる事故では、こんなことがあります。

### 賠償責任保険

たとえば、他人の物を壊してしまったとき…

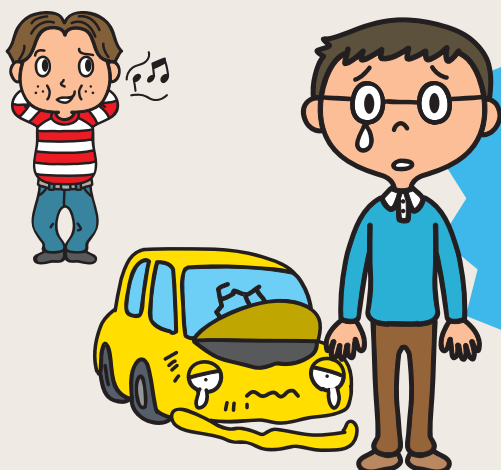


**修理費を払わなきゃいけない、大変だあ!!**

もしもの事態への備えは大丈夫ですか!?

### 弁護士費用特約

たとえば、もらい事故に遭ったとき…



**相手方が修理代を払ってくれないよ～。えっ! もらい事故だと保険会社に示談交渉を頼むこともできないの!?**

詳しくは中面をご参照ください。



## 【基本補償】

「賠償責任保険」(対人賠償責任保険・対物賠償責任保険)は、自動車事故により生じた法律上の損害賠償責任を補償します。

事故によっては高額な損害賠償責任を負うこともあり、相手方との交渉も大変です。



対人賠償高額判例例	
認定総損害額	3億8,281万円
相手方	会社員(男29歳)
被害内容	後遺障害
対物賠償高額判例例	
認定総損害額	1億2,036万円
事故状況	踏切内、電車衝突事故
被害物	電車・沿線家屋

他人にケガをさせてしまったとき

対人賠償責任保険



他人と接触してケガをさせてしまった。

保険金額は無制限をおすすめします。

他人の物を壊してしまったとき

対物賠償責任保険



他人の車とぶつかった。

保険金額は無制限をおすすめします。

対物超過修理費特約 オプション



相手方の車の修理費が時価額を超えてしまった。

相手方への損害賠償に関する示談交渉は、原則として東京海上日動が行います。

(対人賠償責任保険、対物賠償責任保険)

- 右記の場合は、示談交渉できません。
- 法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
  - 東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合 等
  - 補償を受けられる方に損害賠償責任がない場合
  - 相手方へ損害賠償請求を行う場合

このような場合は、以下の「弁護士費用特約」がお役に立ちます。



## 【基本特約】

「弁護士費用特約」(もらい事故アシスト)は、保険会社が示談交渉できない「もらい事故」の際の弁護士費用等を補償します。

信託待ちで停車中に追突される等、補償を受けられる方に責任が全くない「もらい事故」は、保険会社が示談交渉することができません。ご自身で交渉するようになります。

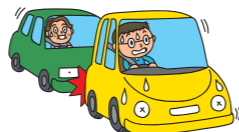


「もらい事故」は自動車保険の賠償事故のうち、約3件に1件の割合\*5で発生し、全国で年間約200万人以上の方\*5が「もらい事故」にあっていると推計されます。

\*5 東京海上日動の2007年度事故統計から推計



「もらい事故」って例えばどんな事故?



停車中に追突された事故



他人の車に自宅の塀等の「所有物」を壊された事故



信号無視で走ってきた車にぶつけられた事故

## 保険金をお支払いしない主な場合

- <共通>
- 第三者との損害賠償に関する特別な取り決めにより、損害賠償責任が加重された場合、その加重された部分の損害
  - ご契約者、記名被保険者等の故意によって生じた損害
  - 台風、洪水または高潮によって生じた損害
  - 記名被保険者以外の補償を受けられる方の故意によって生じた損害(その方が損害賠償責任を負担する部分) 等

## <対人賠償責任保険>

ご契約のお車の事故により、以下の方にケガをさせてしまい、それによって補償を受けられる方が被った損害 等

- ①記名被保険者
- ②ご契約のお車を運転中の方
- ③補償を受けられる方または②の、父母・配偶者または子
- ④補償を受けられる方の業務に従事中の使用人

## <対物賠償責任保険・対物超過修理費特約>

ご契約のお車の事故により、以下の方の所有、使用または管理する財物を壊し、それによって補償を受けられる方が被った損害 等

- ①記名被保険者
- ②ご契約のお車を運転中の方
- ③補償を受けられる方
- ④②または③の、父母・配偶者または子

## 「対人賠償責任保険」について

保険金をお支払いする場合  
ご契約のお車の事故により、他人を死亡させたり、ケガをさせて、法律上の損害賠償責任を負う場合に、相手方1名について保険金額を限度に保険金をお支払いします(ただし、自賠責保険等で支払われるべき部分を除きます。)

## 「対物賠償責任保険」について

保険金をお支払いする場合  
ご契約のお車の事故により、車や塀等の他人の財物を壊し、法律上の損害賠償責任を負う場合に、1事故について保険金額を限度\*1に保険金をお支払いします。\*2\*3

- \*1 保険金額が30億円を超える場合、航空機の損壊や、ご契約のお車に積載中の危険物\*4の火災、爆発または漏えいに起因する事故等は、30億円が限度となります。
- \*2 免責金額(自己負担額)が設定されている場合は、これを差し引いた額をお支払いします。
- \*3 相手方の財物の時価額を超える修理費をお支払いすることはできません。
- \*4 道路運送車両の保安基準第1条に定める高压ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。

## プラスで安心!

## 「対物超過修理費特約」について

## オプション

## ご契約いただける場合

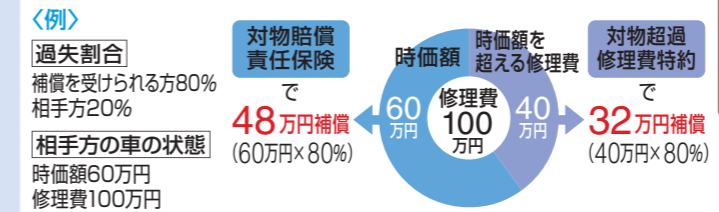
対物賠償責任保険をご契約の場合にご契約いただけます。

## 保険金をお支払いする場合

対物賠償責任保険で補償する事故で、相手方の車の時価額を超える修理費が発生し、補償を受けられる方がその差額分を負担する場合に、損害が生じた日の翌日から起算して6か月以内に修理を行ったときに限り、差額分の修理費に補償を受けられる方の過失割合を乗じた額を保険金としてお支払いします(1事故について相手方の車1台あたり50万円が限度です。)

## ご存じですか?

対物賠償責任保険では、相手方の車の時価額を超える修理費に対しては保険金をお支払いしません。



本特約で差額分の修理費に補償を受けられる方の過失割合を乗じた額を保険金としてお支払いします。



## ご契約いただける場合

すべてのご契約でご契約いただけます。

## 保険金をお支払いする場合

自動車事故(記名被保険者が法人の場合は、ご契約のお車の事故に限ります。)によりケガをしたり財物を壊されたりした場合の相手方への損害賠償請求のために、相手方との交渉を弁護士に依頼したときや事故の解決が訴訟に及んだときに必要となる弁護士報酬や訴訟費用等に対して、1事故について、補償を受けられる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払いします。

※すべてのご契約に自動セットされる法律相談費用補償特約により、上記金額とは別に、1事故について、補償を受けられる方1名あたり10万円を限度に、実際にかかった法律相談費用を補償します。

## 補償を受けられる方

- ①記名被保険者
- ②①の配偶者
- ③①または②の同居の親族
- ④①または②の別居の未婚の子
- ⑤ご契約のお車に乗車中の方
- ⑥①～④の方が、ご契約のお車以外のお車(事業用のお車を除きます。)を運転中(駐車または停車中を除きます。)の事故については、そのお車の所有者および同乗者(所有者については、そのお車の所有、使用または管理に起因する事故の場合に限ります。)
- ⑦ご契約のお車の所有者(ご契約のお車の所有、使用または管理に起因する事故の場合に限ります。)

※記名被保険者が法人の場合は、①、⑥および⑦となります。

## 保険金をお支払いしない主な場合

- ご契約者または補償を受けられる方等の故意または重大な過失によって生じた損害
- 無免許運転や酒気帯び運転により、運転者本人に生じた損害 等

## ご利用にあたっての主なご注意

- ご契約後に事故が発生し、弁護士への交渉依頼や法律相談を行う場合等は、あらかじめ東京海上日動にご連絡いただく必要があります。
- 保険期間中に発生した事故に対して保険金をお支払いします。ただし、被害が身体の傷害である場合には、身体の傷害を被った時が保険期間中である場合に限ります。
- 被害に対する損害賠償請求または法律相談を、被害の発生および賠償義務者を知った日からその日を含めて3年以内に、保険金請求権者が開始した場合に限り、保険金をお支払いします。
- 弁護士費用等が対人賠償責任保険または対物賠償責任保険により支払われる場合には、その費用に対しては弁護士費用特約の保険金をお支払いしません。

## 「弁護士費用特約」について



「個人賠償責任補償特約」は、日常生活での事故により生じた法律上の損害賠償責任を補償する特約です。  
対人賠償責任保険や対物賠償責任保険に加えて個人賠償責任補償特約をご契約いただくことで、自動車事故だけでなく、日常生活での賠償事故も安心です!

<日常生活での事故の例>



自転車を運転中、他人と接触してケガをさせてしまった。



買物中、商品を落として割ってしまった。



飼い犬が散歩中に、他人に噛みつきケガをさせてしまった。



ゴルフのプレー中、打ったボールが他人に直撃し、ケガをさせてしまった。

ご契約いただける場合

記名被保険者が個人のノンフリート契約でご契約いただけます。

保険金額

国内での事故は無制限、国外での事故は1億円となります。

保険金をお支払いする場合

国内外での以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合に、1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。

- ・日常生活に起因する偶然な事故
- ・記名被保険者が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故

保険金をお支払いしない主な場合

- ご契約者、補償を受けられる方等の故意によって生じた損害(その方が損害賠償責任を負担する部分)
- 地震、噴火、津波によって生じた損害
- 航空機、船舶、車両(ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きます。)または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって補償を受けられる方が被った損害
- 借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって補償を受けられる方が被った損害 等

補償を受けられる方

- ①記名被保険者
- ②①の配偶者
- ③①または②の同居の親族
- ④①または②の別居の未婚の子
- ⑤①が未成年者である場合は、①の親権者およびその他の法定の監督義務者

個人賠償責任補償特約<sup>\*1</sup>においても、相手方への損害賠償に関する示談交渉は、原則として東京海上日動が行います。

右記の場合は、  
示談交渉  
できません。

- 東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合
- 補償を受けられる方に損害賠償責任がない場合
- 相手方へ損害賠償請求を行う場合 等

<sup>\*1</sup>賠償事故解決に関する特約が自動セットされ、国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

ご注意ください

記名被保険者またはそのご家族<sup>\*2</sup>がご契約された他の保険で、個人賠償責任補償特約をご契約されている場合には、補償が重複することがあります。

<sup>\*2</sup> 記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子をいいます。

※このチラシのご案内は、トータルアシスト自動車保険、TAPのご契約を対象としております。

※トータルアシスト自動車保険は「総合自動車保険」、TAPは「一般自動車保険」、対物超過修理費用特約は「対物超過修理費用補償特約」、弁護士費用特約は「弁護士費用等補償特約(自動車)」、個人賠償責任補償特約は「個人賠償責任補償特約と基本条項特約(賠償)」、入院時選べるアシスト特約は「人身傷害諸費用補償特約」、おくるま搬送時選べる特約は「車両搬送時の諸費用補償特約」のベトナム版です。

※このチラシは、「対人賠償責任保険」「対物賠償責任保険」「対物超過修理費用特約」「弁護士費用特約」「個人賠償責任補償特約」の概要を記載したものです。適用できる割引や特約等には一定の条件がある場合があります。なお、ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または東京海上日動までご請求ください(「ご契約のしおり(約款)」はホームページでもご確認いただけます。)。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

※ご契約に関する個人情報、東京海上日動プライバシーポリシーにもとづき取扱います。詳しくは、東京海上日動のホームページをご参照ください。

事故・故障のご連絡・ご相談は

東京海上日動安心110番(事故受付センター)

事故は119番・110番

0120-119-110

受付時間: 24時間365日  
携帯電話のアドレス帳登録はこちら▶



保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。

0120-691-300

受付時間: 午前9時~午後8時(平日、土日祝とも)

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050  
http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/